平成２２年（フ）第３３号
香川県丸亀市垂水町1060番地５　サンセール垂水202号
債務者　船岡　祐子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２６６号
愛媛県伊予郡砥部町重光240番地　ビレッジアイ202号
債務者　青木　裕子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２７７号
愛媛県松山市辻町10番24号　中野ハイツ207号
債務者　谷口　正広
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２８６号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂２丁目５番26号
債務者　山口登史子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４２４号
福岡市南区弥永５丁目９番29号
債務者　今村　一郎
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７３２号
福岡県宗像市田熊３丁目10番３―106号
債務者　西上　　猛
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７３３号
福岡県宗像市田熊３丁目10番３―106号
債務者　西上多美子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７５８号
福岡県筑紫野市二日市西３丁目11番11号
債務者　市川イワヲ
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７９２号
福岡市中央区平尾５丁目19番45号
債務者　中村　志保
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７９９号
福岡市西区城の原団地６番106号
債務者　智原　智美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８３９号
福岡県大野城市東大利３丁目11番10―306号　児嶋コーポ
債務者　亀井美津子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８５２号
福岡市早良区有田団地６番106号
債務者　森田　啓造
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８９１号
福岡市南区柏原６丁目62番１―503号
債務者　山口　忠司
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９２１号
福岡市博多区美野島１丁目５番１―306号
債務者　松田　聖子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９３９号
福岡市博多区住吉１丁目１番４号
債務者　梅根　菊代
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９５５号
福岡県福津市津屋崎１丁目32番８号
債務者　吉村　謙一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９６０号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東７丁目201番地
債務者　柴本　弘志
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

第明治三二十種郵便物認可